

姫路市感震ブレーカー設置促進事業

補助金交付申請手引き



申請受付期間

令和8年10月15日 ～ 令和9年3月1日

姫路市消防局

申請にあたっての注意事項

- ・ **1 建築物につき 1 件の助成**となります。
- ・ **補助対象地区・地域内の町の一部が助成対象とならないところもある**ため、ご不明な場合は事前にお問い合わせください。
- ・ **購入予定の機器が補助金の対象要件を満たしているのかご不明な方は**事前にお問い合わせください。
- ・ **手続きには時間がかかりますので、事前問い合わせについてはお早め**にお願いします。
- ・ **設置完了後、交付申請書兼請求申請書を提出**してください。
- ・ **補助金については、上限に達し次第終了**いたします。

■ 助成金の交付申請については、感震ブレーカー取付完了後、必要書類を添付のうえ下記窓口にご持参いただくか、郵送若しくは電子により申請してください。

- ・ 市ホームページ

<https://www.city.himeji.lg.jp/anzen/0000033801.html>



市ホームページ

- ・ オンライン申請

<https://lgpos.task-asp.net/cu/282014/ea/residents/procedures/apply/9e501af4-de48-4790-aed7-96adf9eaae03/start>



オンライン申請

[お問い合わせ窓口]

〒670-0940

姫路市三左衛門堀西の町 3 番地（防災センター 3 階）

姫路市消防局予防課

TEL: 079-223-9531・9532

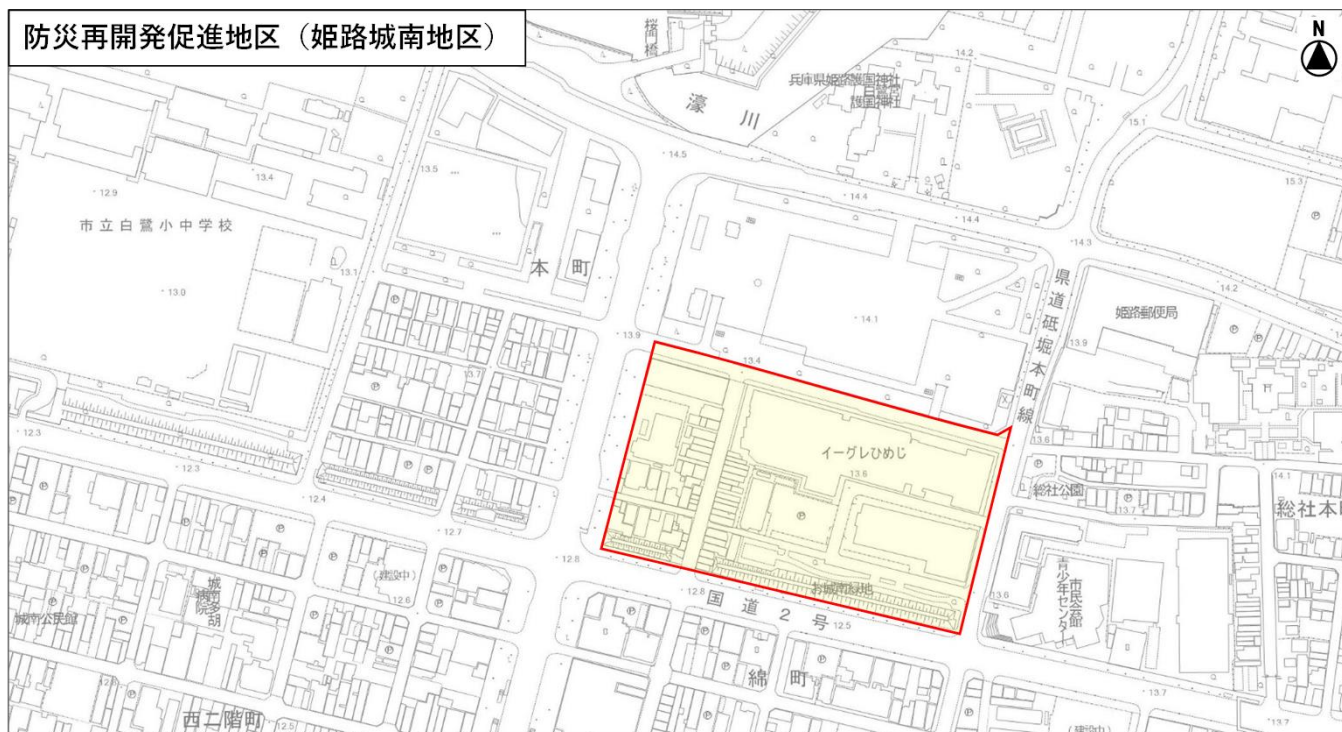
Mail: syob-yobou@city.himeji.hyogo.jp

○ 感震ブレーカーを設置する建物は対象地域内にありますか？

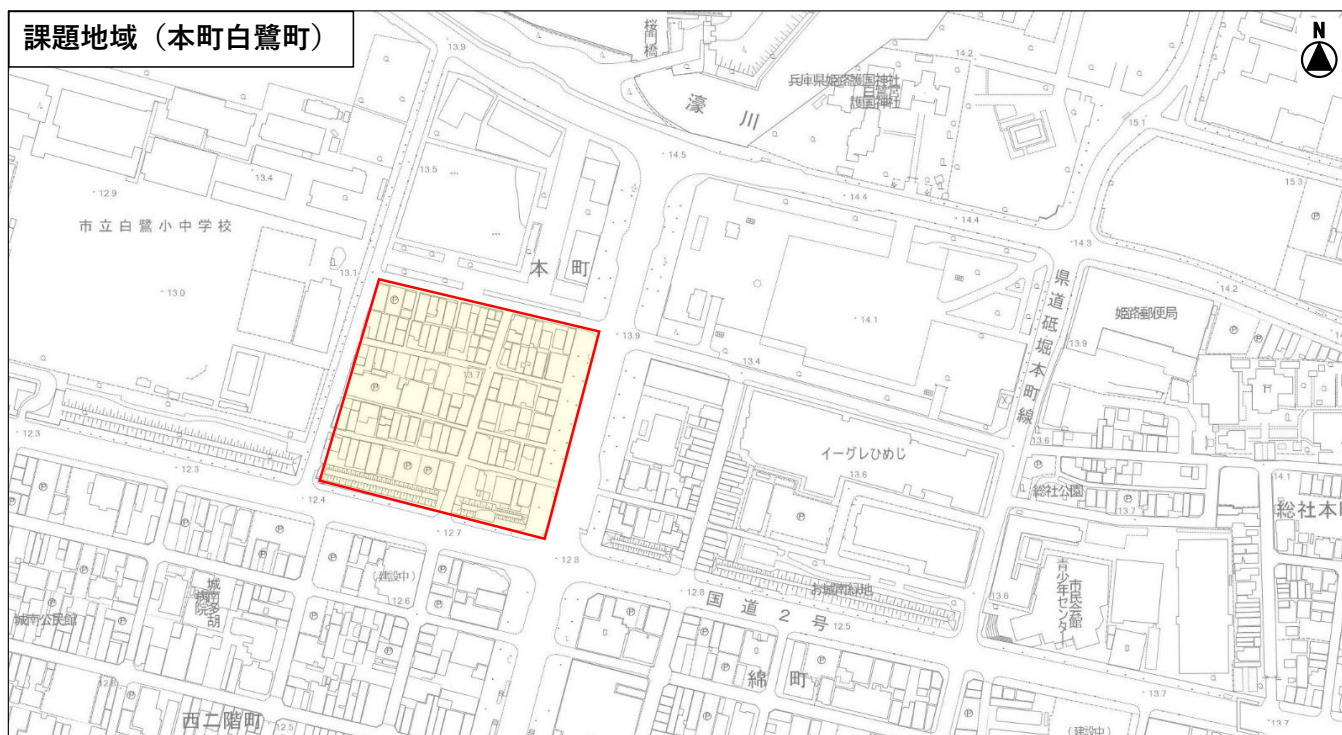
■ 姫路市助成事業の対象となる密集市街地

地区名	町 名	対象区分
姫路城南	本町(大手前公園南、国道 2 号線北)	全部
本町白鷺町	本町(家老屋敷跡公園南、国道 2 号線北)	全部
野里街道周辺	鍛冶町、鍵町、八木町、金屋町、生野町、橋之町、野里寺町、大野町、五郎右衛門邸、福本町、米屋町、野里大和町	全部
	河間町、同心町、堺町、竹田町、福居町、威徳寺町、梅ヶ枝町、五軒邸二丁目、野里堀留町、野里慶雲寺前町、野里上野町一丁目、野里、伊伝居、八代	一部
柿山伏・龍野町・西新町周辺	西新町、龍野町三丁目、龍野町四丁目	全部
	元町、米田町、小姓町、龍野町一丁目、龍野町二丁目、龍野町五丁目、柿山伏、景福寺前、農人町、吉田町	一部
飾磨区御幸周辺	飾磨区栄町	一部
	飾磨区御幸、飾磨区東堀、飾磨区恵美酒	全部
飾磨区大浜周辺	飾磨区大浜	全部
	飾磨区天神、飾磨区細江、飾磨区須加、飾磨区宮	一部
広畑区本町周辺	広畑区清水町二丁目、広畑区清水町三丁目、広畑区本町三丁目、広畑区清水町四丁目、広畑区清水町五丁目、広畑区清水町六丁目、広畑区末広町二丁目、広畑区末広町三丁目	全部
	広畑区東新町二丁目、広畑区東新町三丁目	一部

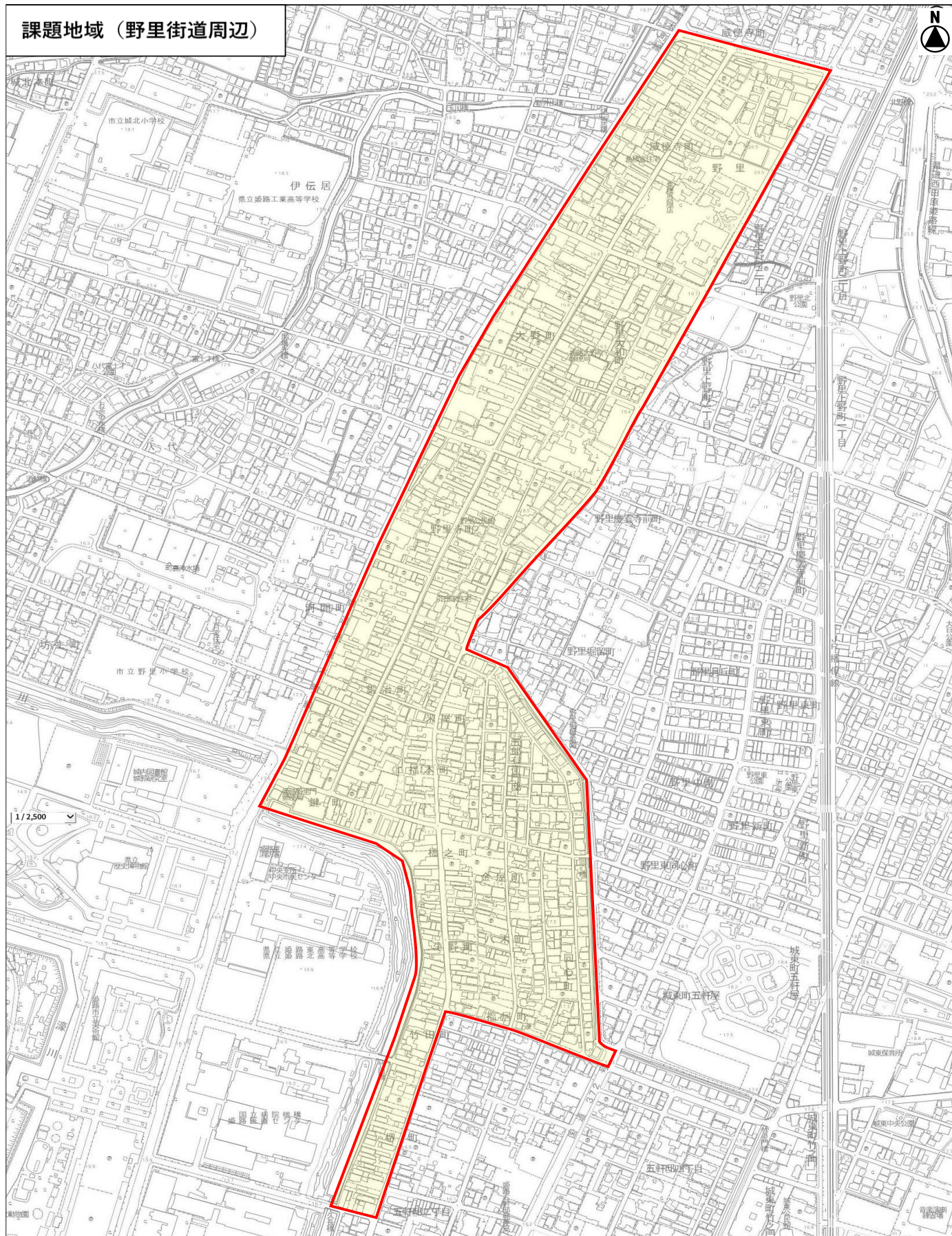
防災再開発促進地区（姫路城南地区）



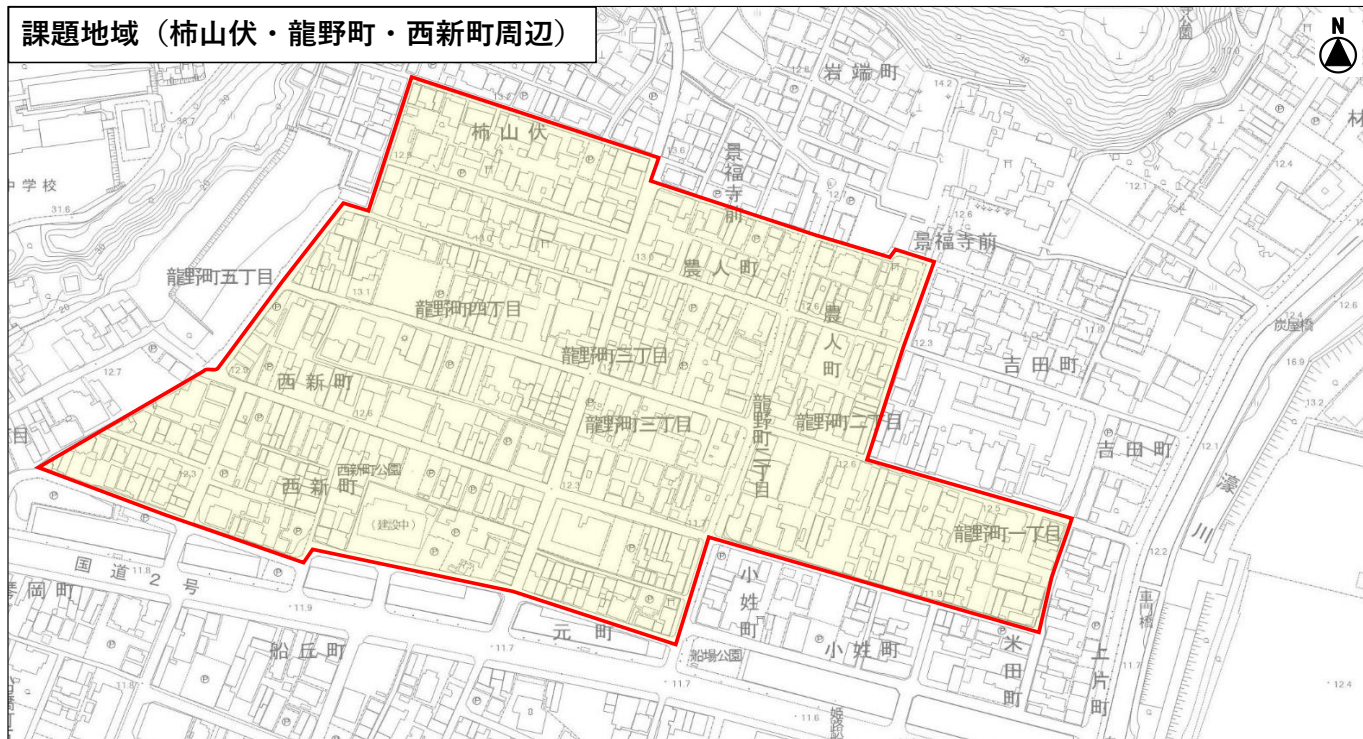
課題地域（本町白鷺町）



課題地域（野里街道周辺）

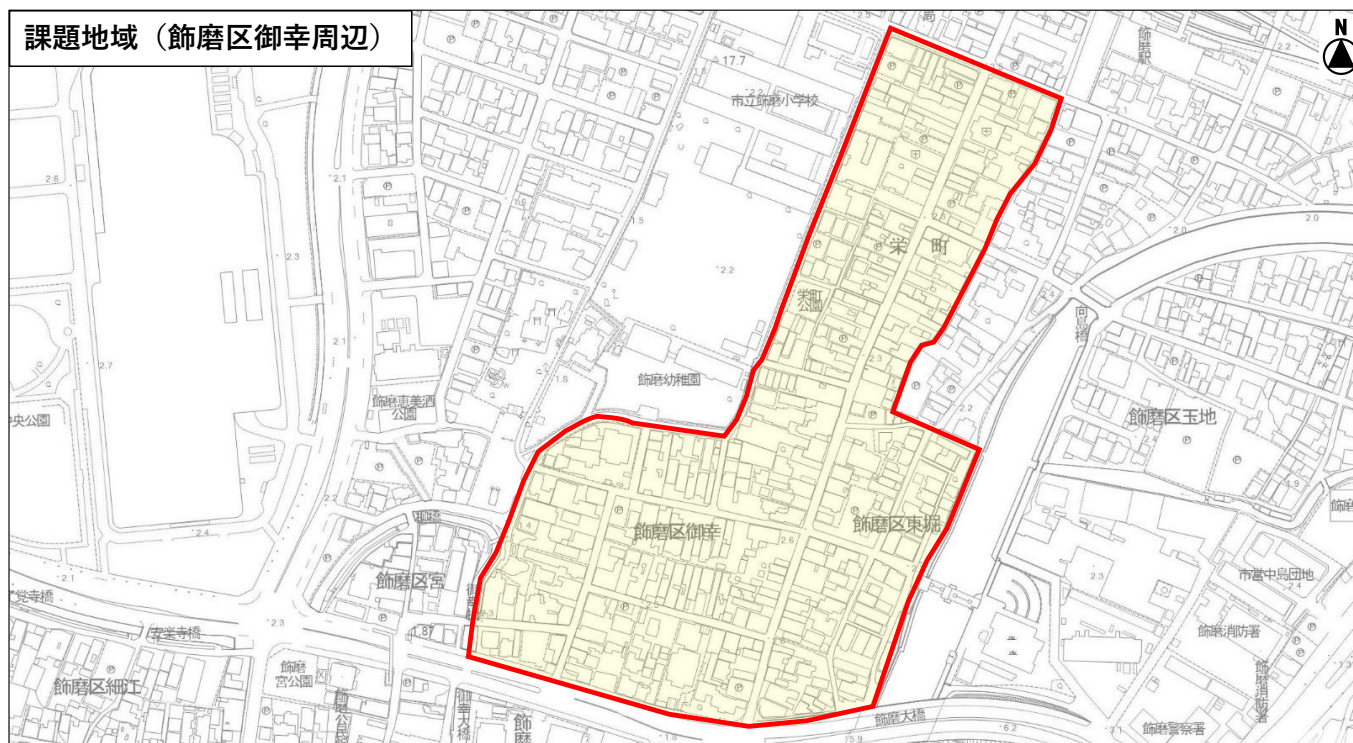


課題地域（柿山伏・龍野町・西新町周辺）

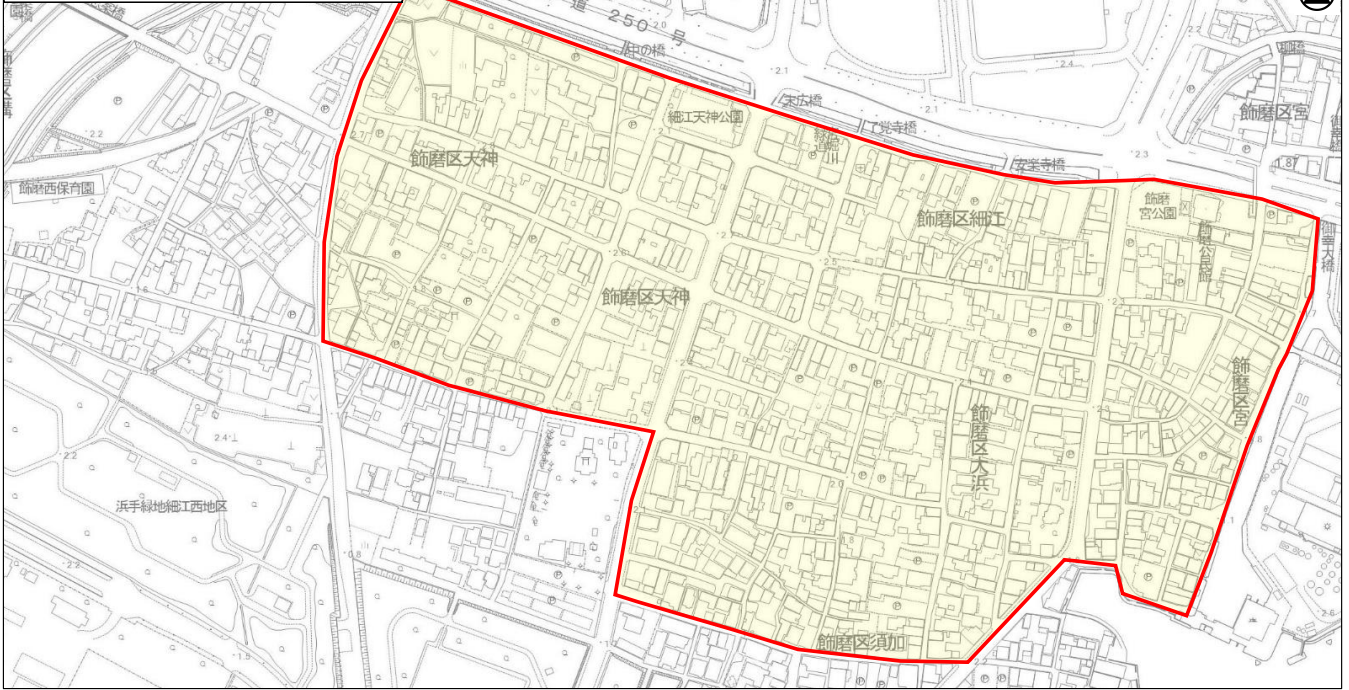


飾磨区御幸周辺

課題地域（飾磨区御幸周辺）



課題地域（飾磨区大浜周辺）



課題地域（広畑区本町周辺）



○ 感震ブレーカーの設置対象となる建物は？

- ・ 対象地域内のブレーカーが設置されている全ての建築物

○ 申請者は？

- ・ 居住者・・・住民票により対象地域内に住所を有する世帯主であることが確認できる方
 - ※ 賃貸住宅の場合で工事を伴う感震ブレーカーを設置する場合は、設置及び申請について建物所有者の承諾が必要
 - ※ 共同所有の場合は設置及び申請について他の所有者の承諾が必要
- ・ 所有者・・・登記事項証明書又は固定資産（家屋）評価証明書により、対象地域内に所在する建築物を所有していることが確認できる方（居住者を除く）
 - ※ 共同所有の場合は設置及び申請について他の所有者の承諾が必要
- ・ 占有者・・・賃貸借契約書により、賃借人として対象地域内の所在する建築物を占有していることが確認できる方者（居住者を除く）
 - ※ 工事を伴う感震ブレーカーを設置する場合は、設置及び申請について所有者の承諾が必要

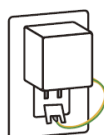
○ 補助対象となる感震ブレーカーの種類は？

設定値以上の震度(震度 5 強以上)の地震を感知した際に、ブレーカーを落とすことにより 1 戸全体の通電を遮断する機能を有する機器であることが必要です。

各機器のタイプは下記のとおりです。

対象となる感震ブレーカーの種類

コンセントタイプ



機器のセンサーが揺れを検知し、意図的に漏電を発生させ漏電ブレーカーを動作させることで家中の電気を一括遮断する。

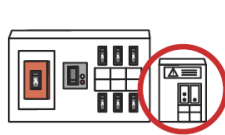
一括遮断型

(分電盤に漏電遮断器が設けられている場合に限る)

分電盤タイプ

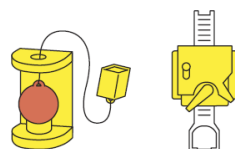


内蔵型



後付型

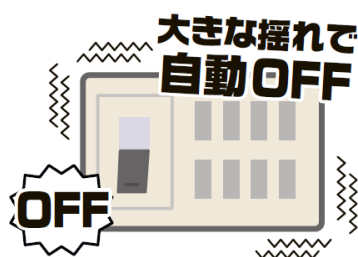
簡易タイプ



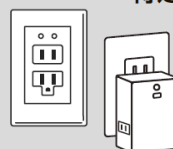
おもり玉式

パネ式

- ・ 電源を全遮断する感震ブレーカー
- ・ (一社)日本配線システム工業会の規格適合品、(一財)日本消防 設備安全センターの推奨品



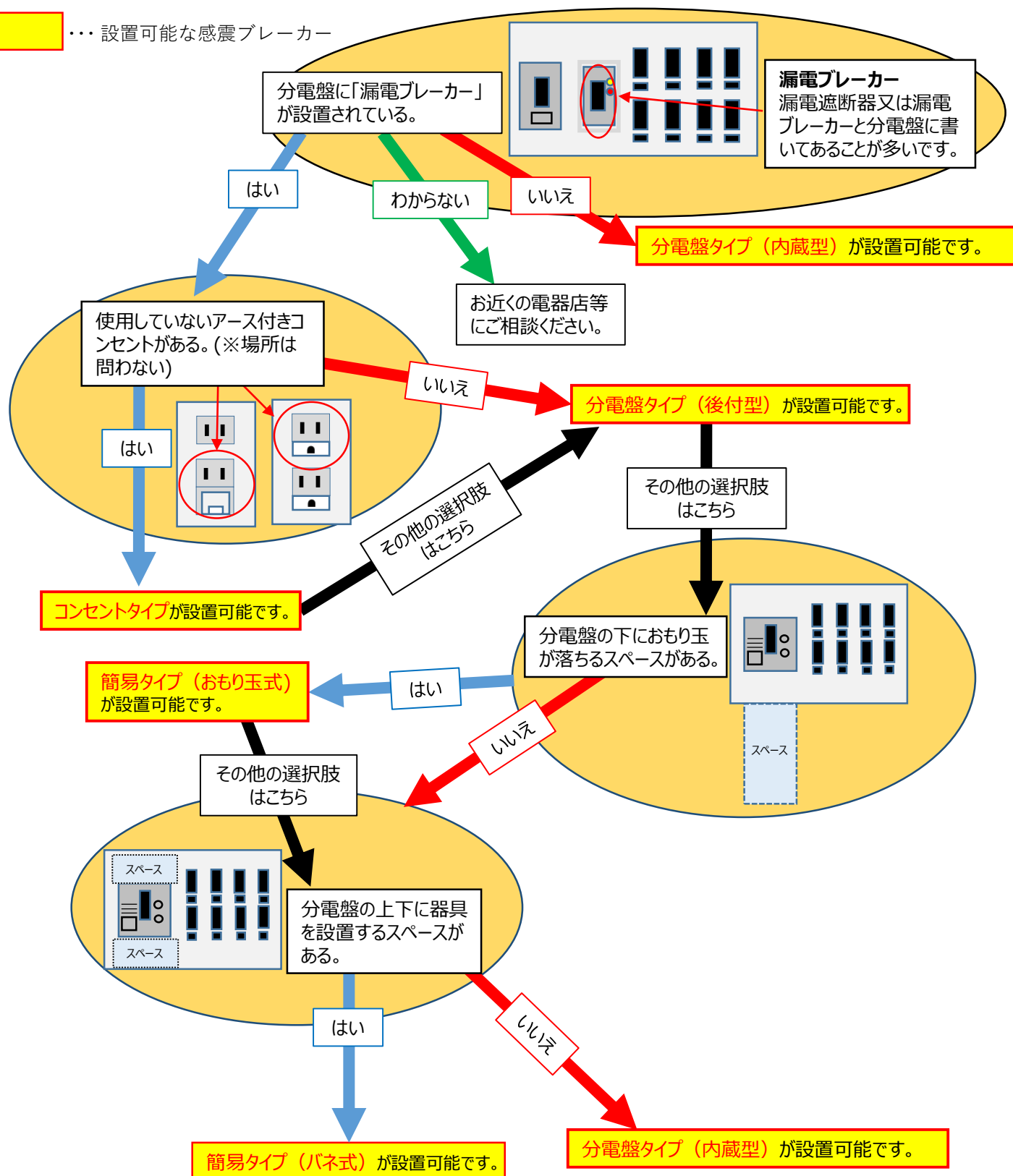
対象外の感震ブレーカー 特定機器遮断型



コンセントに接続した特定の電気機器だけを対象に電気を遮断する感震ブレーカーは 助成対象にはなりません。

ご家庭に合った感震ブレーカーを設置しましょう

… 設置可能な感震ブレーカー



○ 補助対象となる感震ブレーカーは？

次の条件をすべて満たすもの

- ・ ブレーカーを落とすことにより1戸全体の通電を遮断する機能を有する器具であること(※コンセントタイプを設置する場合は、ブレーカーに漏電遮断器が設置されているものに限る。)
- ・ 一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤規格に適合するもの又は一般財団法人日本消防設備安全センターが定める消防防災製品等推奨規程第8条第1項の規定による推奨証の交付を受けたもの。

※ 感震ブレーカーの補助対象製品について認定・認証を受けた感震ブレーカーの対象製品の一覧については、以下の外部団体のウェブサイトをご確認ください。

■ 一般社団法人日本配線システム工業会

URL: <https://www.jewa-hp.jp/index.html>

■ 一般財団法人 日本消防設備安全センター

URL: <https://www.fesc.or.jp/05/index3-b.html>

○ 感震ブレーカーの補助金の額は？

補助率	補助上限額
設置・購入費用 の 2 / 3	最大 7 千円 (1,000円未満切捨て)

○ 補助金の交付に必要な書類は？

【交付申請に必要な書類】

- 交付申請書兼請求申請書（様式第 1 - 1 号(住宅に居住する世帯主)、1 - 2 号(建築物所有者)、1 - 3 号(占有者)のいずれかの様式の補助対象者に該当するもの)
- 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）の写し
- 感震ブレーカーの設置状況が確認できる現況写真(全景写真と設置箇所の詳細がわかる写真)
- 感震ブレーカーの購入又は工事に要した費用に係る領収書又はレシート の写し
- 補助金の振込先銀行口座が確認できる通帳の写し
- 感震ブレーカーの品番等が確認できる書類の写し(メーカー名、製品名、品番が分かるもの)

(注): 上記書類のほか申請者の区分により以下の書類が必要になります。

■ (申請者が住居に居住する世帯主の場合)

- 世帯主の住民票の写し(※住民基本台帳の閲覧に同意される場合は不要であるが、補助金の交付には時間を要する。)

■ (申請者が建築物所有者の場合)

- 固定資産（家屋）評価証明書、登記事項証明書のいずれかの書類の写し

■ (申請者が居住者以外の建築物占有者の場合)

- 賃貸借契約書の写し

【手続の流れ】



記入例

【居住者用】

申請建築物に居住している方。※住民票で世帯主であることを確認できる方に限る。

様式第1-1号(第6条関係)

令和8年10月20日

(宛先) 姫路市長

補助対象者(補助金申請・請求者)

住所 〒 670-8501

現在のお住いの住所を記入してください。

姫路市安田4丁目1番地

(フリガナ) ヒメジ タロウ
氏 名

姫路 太郎

生年月日 平成2年10月1日

電話番号(平日の日中に連絡の取れる番号)

079-221-2111

交付申請書兼請求申請書

姫路市感震ブレイカー設置促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 実施建築物所在地 (住居表示)	姫路市 本町○番地 ※感震ブレイカーを設置した建物の住所を記入してください。								
2 事業完了日	令和8年10月15日(感震ブレイカーを設置した日)								
3 事業内容 ※設置した感震ブレイカーの設置種別とメーカー名等を記載してください。	<table><tr><td>設置種別</td><td>☐ 既存分電盤を取換え ☐ 既存分電盤に取付け ☒ コンセントタイプ ※分電盤に漏電遮断器が付いている建築物に限る ☐ 簡易タイプ</td></tr><tr><td>メーカー名</td><td>○○株式会社</td></tr><tr><td>製品名</td><td>□□■</td></tr><tr><td>品番</td><td>△△▲▲</td></tr></table>	設置種別	☐ 既存分電盤を取換え ☐ 既存分電盤に取付け ☒ コンセントタイプ ※分電盤に漏電遮断器が付いている建築物に限る ☐ 簡易タイプ	メーカー名	○○株式会社	製品名	□□■	品番	△△▲▲
設置種別	☐ 既存分電盤を取換え ☐ 既存分電盤に取付け ☒ コンセントタイプ ※分電盤に漏電遮断器が付いている建築物に限る ☐ 簡易タイプ								
メーカー名	○○株式会社								
製品名	□□■								
品番	△△▲▲								

4 交付申請額及び請求額の算出の基礎				
A	B	C	D	E
補助対象経費 購入金額(税抜)	補助率	基礎額 A×B (千円未満切り上げ)	上限額	申請額・請求額 (CとDのいずれか低い額)
10,000円	2/3	6,000円	7,000円	6,000円

(例) $10,000円 \times 2/3 = 6,666.66 \dots$ 円となり、千円未満を切り捨てた6,000円を記入してください。

※「C」又は「D」の額のうちいずれか低い額を記入してください。

5 振込先口座(申請者本人の口座に限る)

金融機関	金融機関名(銀行・信用金庫・信用組合・農協)	金融機関コード				店名 (支店・本店・支所・出張所)	支店コード (店番号)									
	○○銀行	1	2	3	4	○○支店	1	2	3							
預金種別	☒ 普通預金 ☐ 当座預金 ※どちらかに ☒	口座番号 (右詰め)				1	2	3	4	5	6	7				
(フリガナ)	ヒメジ タロウ															
口座名義人	姫路 太郎															

※ゆうちょ銀行の場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※裏面に続く

※添付書類を確認し、チェックをしてください。

6 添付書類
次の全ての書類がそろっていることを確認し☑を入れてください。

	添付書類	注意事項
①	☒ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し	上記の補助対象者の住所と一致することが必要 ※運転免許証は両面が必要、マイナンバーカードは表面のみ必要です。
②	☒ 完成写真	「設置状況が分かる全景写真と設置箇所の詳細がわかる写真」の2枚の写真を添付すること
③	☒ 領収書又はレシートの写し	工事を伴う場合はその工事費も含めたもの ※令和8年9月1日以降に発行された領収書等に限る
④	☒ 補助金の振込先銀行通帳の写し	補助対象者本人の口座に限る
⑤	☒ 感震ブレーカーの品番等が確認できる書類の写し	メーカー名、製品名、品番が分かるもの
⑥	住民基本台帳閲覧同意欄（どちらかに☑を入れてください。）	同意する ☒ ※同意する場合は、世帯主の住民票の写しは不要です。
		同意しない ☐ ※同意しない場合は、世帯主の住民票の写しを添付してください。

7 ※内容を確認の上、該当する項目にチェックを入れてください。①⑤⑥⑦は申請の必須要件です。②③④は該当する場合のみ記入してください。

※閲覧に同意するを選択された場合は補助金の交付にお時間をいただきますので、あらかじめ了承ください。

	誓約及び同意内容
①	☒ 姫路市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しません。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していません。また、必要に応じて市が兵庫県警察本部に照会することについて同意します。
②	☒ 【共同所有の場合のみ】 感震ブレーカーを設置すること及び本申請について、他の所有者の承諾を受けています。
③	☒ 【借家人又はアパート入居者で工事を伴う感震ブレーカーを設置する場合のみ】 感震ブレーカーを設置すること及び本申請について、建築物の所有者の承諾を受けています。
④	☒ 【コンセントタイプの感震ブレーカーを設置する場合のみ】 感震ブレーカーを設置する住居部分の分電盤に漏電遮断器が付いていることを確認しました。
⑤	☒ 過去に本申請の実施建築物（共同住宅等の複数の住戸が存在する建築物については、それぞれの住戸を一の建築物としてみなす。）において、本要綱による補助金の交付を受けた者又は当該者と同一の世帯に属する者ではありません。
⑥	☒ その他、姫路市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付要綱の規定に従い、補助金交付後に、交付要件に該当しない事実や不正等が発覚したときは、補助金を返還します。
⑦	☒ 申請書の内容を訂正する必要となった場合は、訂正を承諾します。

記入例

【建築物所有者用】

申請者が申請建築物の所有者であり、申請建築物に居住していない方。※居住している方は「居住者用」で申請してください。

様式第 1 - 2 号 (第 6 条 関係)

令和 8 年 1 0 月 2 0 日

(宛先) 姫路市長

補助対象者(補助金申請・請求者)

住 所 〒 670-8501

姫路市安田 4 丁目 1 番地

(フリガナ) ヒメジ タロウ

氏 名 姫路 太郎

生年月日

平成 2 年 1 0 月 1 日

電話番号 (平日の日中に連絡の取れる番号)

079-221-2111

交付申請書兼請求申請書

姫路市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

1 実施建築物所在地 (住居表示)	姫路市 本町〇番地 ※感震ブレーカーを設置した建物の住所を記入してください。								
2 事業完了日	令和 8 年 1 0 月 1 5 日 (感震ブレーカーを設置した日)								
3 事業内容 ※設置した感震ブレーカーの設置種別とメーカー名等を記載してください。	<table><tr><td>設 置 種 別</td><td>☐ 既存分電盤を取換え ☐ 既存分電盤に取付け ☒ コンセントタイプ ※分電盤に漏電遮断器が付いている建築物に限る ☐ 簡易タイプ</td></tr><tr><td>メーカー名</td><td>〇〇株式会社</td></tr><tr><td>製 品 名</td><td>□□■</td></tr><tr><td>品 番</td><td>△△▲▲</td></tr></table>	設 置 種 別	☐ 既存分電盤を取換え ☐ 既存分電盤に取付け ☒ コンセントタイプ ※分電盤に漏電遮断器が付いている建築物に限る ☐ 簡易タイプ	メーカー名	〇〇株式会社	製 品 名	□□■	品 番	△△▲▲
設 置 種 別	☐ 既存分電盤を取換え ☐ 既存分電盤に取付け ☒ コンセントタイプ ※分電盤に漏電遮断器が付いている建築物に限る ☐ 簡易タイプ								
メーカー名	〇〇株式会社								
製 品 名	□□■								
品 番	△△▲▲								

4 交付申請額及び請求額の算出の基礎			
A	B	(例) $10,000 \text{円} \times 2/3 = 6,666.66 \dots \text{円}$ となり、千円未満を切り捨てた 6,000 円を記入してください。	
補助対象経費 購入金額(税抜)	補助率	基礎額 $A \times B$ (千円未満切り捨て)	申請額・請求額 (C と B のいずれか 低い額)
10,000 円	2/3	6,000 円	6,000 円

5 振込先口座(申請者本人の口座に限る)												
金融機関	金融機関名(銀行・信用金庫・信用組合・農協)	金融機関コード				店名 (支店・本店・支所・出張所)	支店コード (店番号)					
	〇〇銀行	1	2	3	4	〇〇支店	1	2	3			
預金種別	☒ 普通預金 ☐ 当座預金 ※どちらかに ☒	口座番号 (右詰め)				1	2	3	4	5	6	7
(フリガナ)	ヒメジ タロウ											
口座名義人	姫路 太郎											

※ゆうちょ銀行の場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※裏面に続く

※添付書類を確認し、チェックをしてください。

- 6 添付書類
次の全ての書類がそろっていることを確認し☑を入れてください。

		添 付 書 類	注 意 事 項
①	☒	本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し	上記の補助対象者の住所と一致することが必要 ※運転免許証は両面が必要、マイナンバーカードは表面のみ必要です。
②	☒	完成写真	「設置状況が分かる全景写真と設置箇所の詳細がわかる写真」の2枚の写真を添付すること
③	☒	領収書又はレシートの写し	工事を伴う場合はその工事費も含めたもの ※令和8年9月1日以降に発行された領収書等に限る
④	☒	補助金の振込先銀行通帳の写し	補助対象者本人の口座に限る
⑤	☒	感震ブレーカーの品番等が確認できる書類の写し	メーカー名、製品名、品番が分かるもの
⑥	☒	建築物所有者が分かる書類の写し	登記事項証明書又は固定資産(家屋)評価証明書

- 7 補助金申請の誓約・同意事項
次の内容を確認の上、☑を入
- ※内容を確認の上、該当する項目にチェックを入れてください。①④⑤⑥は申請の必須要件です。②③は該当する場合のみ記入してください。

		誓 約 及 び 同 意 内 容
①	☒	姫路市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しません。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していません。また、必要に応じて市が兵庫県警察本部に照会することについて同意します。
②	☒	【共同所有の場合のみ】 感震ブレーカーを設置すること及び本申請について、他の所有者の承諾を受けています。
③	☒	【コンセントタイプの感震ブレーカーを設置する場合のみ】 感震ブレーカーを設置する建築物の分電盤に漏電遮断器が付いていることを確認しました。
④	☒	過去に本申請の実施建築物（共同住宅等の複数の住戸又は複数のテナントが存在する建築物については、それぞれの住戸又はテナントを一の建築物としてみなす。）において、本要綱による補助金の交付を受けた者又は当該者と同一の世帯に属する者ではありません。
⑤	☒	その他、姫路市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付要綱の規定に従い、補助金交付後に、交付要件に該当しない事実や不正等が発覚したときは、補助金を返還します。
⑥	☒	申請書の内容を訂正する必要となった場合は、訂正を承諾します。

記入例

【建築物占有者用】

申請者が申請建築物のテナント等を借りている方。※テナント等に居住している方は「居住者用」で申請してください。

様式第1－3号(第6条関係)

令和8年10月20日

(宛先) 姫路市長

補助対象者(補助金申請・請求者)

住所 〒 670-8501

姫路市安田4丁目1番地

(フリガナ) ヒメジ タロウ

氏名 姫路 太郎

生年月日

平成2年10月1日

電話番号(平日の日中に連絡の取れる番号)

079-221-2111

交付申請書兼請求申請書

姫路市感震ブレイカー設置促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 実施建築物所在地 (住居表示)	姫路市 本町○番地 ※感震ブレイカーを設置した建物の住所を記入してください。								
2 事業完了日	令和8年10月15日(感震ブレイカーを設置した日)								
3 事業内容 ※設置した感震ブレイカーの設置種別とメーカー名等を記載してください。	<table><tr><td>設置種別</td><td>☐ 既存分電盤を取換え ☐ 既存分電盤に取付け ☒ コンセントタイプ ※分電盤に漏電遮断器が付いている建築物に限る ☐ 簡易タイプ</td></tr><tr><td>メーカー名</td><td>〇〇株式会社</td></tr><tr><td>製品名</td><td>□□■</td></tr><tr><td>品番</td><td>△△▲▲</td></tr></table>	設置種別	☐ 既存分電盤を取換え ☐ 既存分電盤に取付け ☒ コンセントタイプ ※分電盤に漏電遮断器が付いている建築物に限る ☐ 簡易タイプ	メーカー名	〇〇株式会社	製品名	□□■	品番	△△▲▲
設置種別	☐ 既存分電盤を取換え ☐ 既存分電盤に取付け ☒ コンセントタイプ ※分電盤に漏電遮断器が付いている建築物に限る ☐ 簡易タイプ								
メーカー名	〇〇株式会社								
製品名	□□■								
品番	△△▲▲								

4 交付申請額及び請求額の算出の基礎

(例) $10,000円 \times 2/3 = 6,666.66 \dots$ 円となり、千円未満を切り捨てた6,000円を記入してください。

A	B	基礎額 A×B (千円未満切り捨て)	上限額	申請額・請求額 (CとDのいずれか低い額)
補助対象経費 購入金額(税抜)	補助率			
10,000円	2/3	6,000円	7,000円	6,000円

5 振込先口座(申請者本人の口座に限る)

金融機関	金融機関名(銀行・信用金庫・信用組合・農協)	金融機関コード				店名 (支店・本店・支所・出張所)	支店コード (店番号)					
	〇〇銀行	1	2	3	4	〇〇支店	1	2	3			
預金種別	☒ 普通預金 ☐ 当座預金 ※どちらかに ☒	口座番号 (右詰め)				1	2	3	4	5	6	7
(フリガナ)	ヒメジ タロウ											
口座名義人	姫路 太郎											

※ゆうちょ銀行の場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※裏面に続く

※添付書類を確認し、チェックをしてください。

6 添付書類
次の全ての書類がそろっていることを確認し☑を入れてください。

	添 付 書 類	注 意 事 項
①	☒ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し	上記の補助対象者の住所と一致することが必要 ※運転免許証は両面が必要、マイナンバーカードは表面のみ必要です。
②	☒ 完成写真	「設置状況が分かる全景写真と設置箇所の詳細がわかる写真」の2枚の写真を添付すること
③	☒ 領収書又はレシートの写し	工事を伴う場合はその工事費も含めたもの ※令和8年9月1日以降に発行された領収書等に限る
④	☒ 補助金の振込先銀行通帳の写し	補助対象者本人の口座に限る
⑤	☒ 感震ブレーカーの品番等が確認できる書類の写し	メーカー名、製品名、品番が分かるもの
⑥	☒ 賃貸借契約書の写し	賃貸借契約期間内であるものに限る

7 補助金申請の誓約・同意事項
次の内容を確認の上、☑を入れ

※内容を確認の上、該当する項目にチェックを入れてください。①④⑤⑥は申請の必須要件です。②③は該当する場合のみ記入してください。

	誓 約 及 び 同 意 内 容
①	☒ 姫路市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しません。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していません。また、必要に応じて市が兵庫県警察本部に照会することについて同意します。
②	☒ 【工事を伴う感震ブレーカーを設置する場合のみ】 感震ブレーカーを設置すること及び本申請について、建築物の所有者の承諾を受けています。
③	☒ 【コンセントタイプの感震ブレーカーを設置する場合のみ】 感震ブレーカーを設置する占有部分の分電盤に漏電遮断器が付いていることを確認しました。
④	☒ 過去に本申請の実施建築物（複数のテナントが存在する建築物については、それぞれのテナントを一の建築物としてみなす。）において、本要綱による補助金の交付を受けた者又は当該者と同一の世帯に属する者ではありません。
⑤	☒ その他、姫路市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付要綱の規定に従い、補助金交付後に、交付要件に該当しない事実や不正等が発覚したときは、補助金を返還します。
⑥	☒ 申請書の内容を訂正する必要となった場合は、訂正を承諾します。

○ よくある質問(F A Q)

1. 制度・感震ブレーカーに関すること

Q 1 - 1	感震ブレーカーはどのようなものですか？
A 1 - 1	大規模地震(概ね震度 5 強以上)が発生した場合に、電気に起因する火災を防ぐため、一定の揺れを感知すると自動で通電を遮断する装置です。
Q 1 - 2	なぜ、申請できる地域を限定しているのですか？
A 1 - 2	兵庫県が定める「兵庫県防災街区整備方針」に位置付けられた「防災再開発促進地区」及び「課題地域」は、木造住宅の密度が高く、敷地や道路が狭小であるため、一度火災が発生すると消火活動が困難となり延焼拡大しやすい都市構造となっています。このため、兵庫県も助成対象地域を当対象地域に限定し行うことから、姫路市も当地域を対象に助成事業を実施することとしています。
Q 1 - 3	助成対象となる感震ブレーカーについて教えてください。
A 1 - 3	感震ブレーカーには、分電盤タイプ、コンセントタイプ、簡易タイプがあり、本市では全タイプを助成対象としています。 但し、助成対象となるのは建物全体の電源を一括遮断するタイプに限られ、「一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤規格に適合」するもの又は「一般財団法人日本消防設備安全センターが定める消防防災製品等推奨規程に定める推奨証」の交付を受けたもの。※コンセントタイプを設置する場合は、漏電遮断器がついている分電盤に限る。
Q 1 - 4	感震ブレーカーはどこで購入できますか？
A 1 - 4	最寄りの電器店・家電量販店・ホームセンター等で購入することができます。詳しくは販売店にご相談ください。

2. 感震ブレーカーの補助金の申請に関すること

Q 2 - 1	対象地域に所有する空家は、助成を受けることができますか？
A 2 - 1	申請時に所有者が分かる登記事項等の証明書を提出いただき確認できれば、助成を受けることができます。
Q 2 - 2	建物に分電盤を 2 つ以上設置している場合、分電盤毎に助成を受けることができますか？
A 2 - 2	アパート等の複数の住居や複数のテナントがあり、それぞれにブレーカーが付いている場合は住居やテナント毎に助成を受けることができます。

Q 2 - 3	助成対象に建物構造の条件はありますか？
A 2 - 3	対象地域内にある建築物は、建物構造に関係なくすべて助成対象となります。
Q 2 - 4	補助金の交付申請は施工業者でも申請することができますか？
A 2 - 4	いいえ、できません。申請者は対象地域の居住者・建物所有者・占有者としています。
Q 2 - 5	申請手続きの流れを教えてください。
A 2 - 5	・ まず、機器を設置していただきます。 ※ 助成対象機器かどうかご不明な場合は設置前にお問い合わせください。 ・ 交付申請に必要な書類を準備し、「交付申請書兼請求申請書」により申請していただきます。 ・ 申請受付後、内容を審査し、不備がなければ補助金の交付を決定し、「補助金交付決定通知書」を送付いたします。その後、指定された銀行口座へ補助金を振り込みます。
Q 2 - 6	申請からどのくらいの期間で補助金を受け取ることができますか？
A 2 - 6	申請された内容に不備などなければ、申請から約 1 カ月程度で完了します。
Q 2 - 7	補助金の交付申請は窓口に行かなければなりませんか？
A 2 - 7	いいえ、郵送や電子でも受付しています。(その場合、受付期限にご注意ください。受付期限：令和 9 年 3 月 1 日) 電子及び窓口で受付後、書類を審査する上で必要に応じて申請者へご連絡させていただくことがあります。
Q 2 - 8	居住者の要件を教えてください。
A 2 - 8	申請日において申請する建築物に住民票があることが居住していることとなります。申請する建築物に居住しているが、住民票を移していない場合、本要綱において居住していることに該当しません。なお、居住者で申請できる方は、住民票において世帯主であることが確認できる方のみです。
Q 2 - 9	本人確認書類について
A 2 - 9	要綱で定める本人確認書類は、運転免許証・運転経歴証明書・マイナンバーカード等の有効期間内のものに限ります。 各証明書の注意点として、運転免許証及び運転経歴証明書は両面が必要となり、マイナンバーカードは表面のみ必要となります。